

議会議案第5号

地方自治体の実情に配慮した予算執行を求めることに関する
意見書の提出について

地方自治体の実情に配慮した予算執行を求めることに関し、次のとおり意見
書を提出する。

平成21年9月25日提出

提出者	鎌倉市議会議員	西岡幸子
賛成者	同上	安川健人
	同上	中村聡一郎
	同上	吉岡和江
	同上	伊東正博

地方自治体の実情に配慮した予算執行を求めることに関する意見書

我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立している。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金や交付金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところである。

政府は9月18日の閣議で、子ども手当など、マニフェストで掲げた独自政策の財源を確保するため、今年度補正予算の一部を執行停止する方針を閣議決定した。

その中で、補正予算のうち、地方自治体が交付対象となっていない基金や、官庁の施設整備費などについて執行を一時停止し、各閣僚に補正の全事業の執行の是非を検討するよう指示したとのことであるが、特に地方自治体の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性などを丁寧に検証した上で最大限に配慮されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

鎌 倉 市 議 会